

後退しないか「さいたま市型協働運営」

— さいたま市市民活動サポートセンター 「運営管理要領」改定される



7月27日にさいたま市市民活動サポートセンター（以降、サポートセンターと略す）の第3期指定管理者募集要項が発表された。それによると、これまでのサポートセンターの運営方法を定める「管理運営要領」の第3条にあった「協働管理運営を行うための法人その他の団体として市民活動団体を指定するものとする」があったが削除されて、指定管理者に応募できるのは、市民団体以外に企業、また市の外郭団体でもよいことになった。（文・村田恵子）

●「協働の推進条例」を具現化しているのが「管理運営要領」

「管理運営要領」（以降、要領と略す）はサポートセンターの指定管理者の対象を決め、運営方法を定める重要なものである。その改廃は市長の決済事項であるが、「要領」の成り立ちを考えると、これまでのさいたま市と市民との協働を揺るがしかねない問題である。

「要領」はサポートセンターを設置するにあたり市民が参加した整備検討委員会の、平成18年12月、平成19年2月における委員の意見を踏まえて「要領」が決定したという経緯がある。

さいたま市には平成19年4月1日に施行された「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」がある。

この条例の第2条（6）では「協働」を「市及び市民活動団体が、地域または社会における共通の目的の実現及び共通の課題の解決に向けて、対等な立場で連携を図りながら協力して事業を行うことをいう」と定義している。

さらに、旧「要領」も新「要領」も、第2条では「市民と市が調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用し

ながらセンターの管理運営を行う」と定めている。

つまり、「協働のパートナー」である「市民」に外郭団体や企業を含むのは「さいたま市の協働の理念」と矛盾している。

また、さいたま市の施策に「さいたまマッチングファンド助成金」があるが、この協働事業の対象を市民活動団体としている。今年4月からは「さいたま市協働のテーブル」が始まり、市と市民活動団体で地域課題を共有し、協働による課題解決の方策を協議する場」としている。

これらの施策のパートナーは市民活動団体となっており、突然、サポートセンターの協働パートナーだけ「市民活動団体」がはずされたことになる。

●6,200万円で6億円の価値を生み出した「協働運営」

平成19年からスタートしたサポートセンターは、「要領」の第2条どおり、建物などのメンテナンスは市が行い、市民活動支援を達成する運営はNPOが行うという「さいたま市型協働運営」となった。県内はもとより全国からの見学団体が、この8年間で103団体にもものぼったことからその先駆性は明らかだ。

また、事業評価でもさいたま市が実施した第三者評価ですべての項目でAランクをとるという高い評価を得ている。（さいたま市のホームページに掲載中）

さいたまNPOセンターは、今年、独自に（株）公共経営・社会戦略研究所にSROIによる第三者評価を依頼した。平成26年度の活動を可能な限り貨幣価値に換算して算出したところ、6,200万円の指定管理料等の投資で6億円の社会的価値総額を算出した。社会的投資収益率(SROI)は9.5となり、公共事業において1以上であれば良しとする中で、大変高い価値が生まれている。

平成26年の夏のイベント参加者数約2,500人、冬のイベント参加者数106人、春のイベント参加者数8,000人と多数の市民の参加があり、そのイベントも実行委員会方式で準備されており実行委員以外のイベントボランティアの人数は春、夏、冬合わせて97人となっている。

市民活動支援のNPOが運営しているからこそ、多数の市民やNPOが協力をしてくれていると私たちは捉えている。こうしたイベント一つをとっても「協働運営」は大きな成果をあげているといえよう。市民団体同士を紹介して、活動が発展してい

くようなマッチングコーディネイトは金銭換算できないが、多数の事例があり、大変喜ばれている。がん患者支援の「リレーフォーライフ実行委員会」に関してはまさしく「伴走型支援」の一典型となっている。

●外郭団体や企業がサポートセンターの協働運営をできるのか

では、なぜさいたま市は「要領」を改定したのか。「要領」は6月5日に市長決裁がされていた。

9月14日にさいたま市議会の市民生活委員会で西山幸代議員が「要領の改訂」に関する質問を行った。

さいたま市は「平成27年度から『市民活動推進課』を『市民協働推進課』と名称を変えて組織改正を行った。一層の協働をはかるために多様な主体を受け入れ、門戸を広げたものである」と答えている。

しかし、平成18年から市民と行政とで営々と積み上げられた「協働の理念」を行政が一方的に変更するのは、それこそ「協働の理念」に反している。

現在、サポートセンターは市民とさいたま市、指定管理者の三者で「サポートセンター運営協議会」を開いて、運営に対する率直な意見や評価を受けている。

また、さいたま市全体の市民活動に関しては条例のもとに「さいたま市市民活動推進委員会」があり、市民が参加している。このような場で事前に「要領」の改定は審議されるべきだったのではないかと。

明治時代に近代的行政制度が敷かれてから、外郭団体や企業と行政の関係は、「受託＝請負」の関係で終始してきた。「市民活動支援」の理念や経験・実践をもつ外郭団体や企業が急に現れるのであろうか。

●政策の後退ではないか

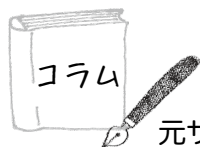
3期の指定管理者の説明会には企業2社、外郭団体1社、当センターの4団が出席した。選考委員会のメンバーは公開されていないが、2期の指定管理者の選考委員会では半数は行政職員が選考委員であった。

それにしても、「公益法人制度を踏まえた外郭団体改革の基本方針」（さいたま市平成20年12月1日）はどこにいったのだろうか。

そこには「公益性はあるが民間でも参入可能な分野を中心に担っているため、当面は、民間が参入しない場合の受け皿の役割を果たしながら、将来に向けて段階的に、民間ではできない分野へ集中化・専門化していく」として7団体の外郭団体名があげられていた。説明会に出席した外郭団体もその一つである。

民間団体が立派に成果をあげている事業に外郭団体が参入してくる構造は明らかに政策の後退である。「協働の理念」でもそうだが、表明した政策は責任を持って施行していくべきである。

現在、埼玉県内には26の市民活動支援施設がある。大半が市の直営だが、指定管理制度に移行したいという担当者の声も多い。そのような流れの中で、今回のさいたま市にとって施策がどのような影響を与えるのか大変、心配である。



運営協議会委員有志が質問状を提出

元サポートセンター整備委員であり、現サポートセンターの運営協議会委員である平修久さんや中野一恵さん（運営協議会委員）など市民有志13人が、さいたま市長あてに、8月24日、質問状を提出した。その概要は、以下のとおりである。

質問1：第3条と第4条の統合による運営要領の改定の理由はなんでしょうか。

質問2：「市民」と読み変えることができない法人やその他団体が指定管理者となった場合、一括再委託を禁止する管理運営に関する基本的事項を逸脱しない限り、主たる業務の範囲で、市民がその応分の役割分担や協力を担えないことになると思うが、市民都市による協働管理はどのように担保されるのでしょうか。

質問3：平成16年度以降の市民活動推進委員会や整備検討委員会（平成17～19年）、センター運営協議会（平成19年度以降）の議論を通して、協働の意義や進め方とともにむずかしさ

も感じてきた。しかるに業務協力依頼、共催、講演、補助金交付、業務委託でない本格的な協働の経験のない団体が、実践的な拠点であるセンターを管理運営することが可能と考えているのか。その根拠を教えてください。

質問4：第1回整備検討委員会において、「市民と市の協働により施設を整備する」ことが示され、管理運営要領は委員の意見を踏まえて決定したという経緯がある。このような経緯を考慮すれば、今回の変更に関して関係する市民の意見を聴取したり、市民活動推進委員会で慎重に議論すべきだったと考えますが、そのようなプロセスを採らなかった理由をお教えてください。

【資料】管理運営要領の「新版」と「旧版」

【旧版】

さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領

平成19年3月15日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)の管理運営を市民と市との共同により行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この容量において「協働管理運営」とは、センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用するもの(以下「利用者」という。)の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と使途が調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うことをいう。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、さいたま市市民活動サポートセンター条例(平成19年さいたま市条例第1号。以下「条例」という)第18条第1項に規定する指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあっては協働管理運営を行うための法人その他の団体として、市民活動団体を指定するものとする。

(業務分担)

第4条 指定管理者及び市は、別表1に掲げる業務分担に基づきセンターの管理運営に係る業務を実施するものとする。

【新版】

さいたま市市民活動サポートセンター管理運営要領

平成19年3月15日 市長決裁

*附則として「この要領は、平成27年6月5日から施行する」とある

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)の管理運営を市民と市との共同により行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「協働管理運営」とは、センターが市民活動を推進し、支援するための拠点であり、より良い協働の関係及び仕組みを育てていくための実践的な拠点であることを踏まえ、センターを利用するもの(以下「利用者」という。)の意見をセンターの管理運営に反映していくとともに、市民と使途が調整、協力、役割分担を行い、それぞれの持っている資源を効果的に投入し、活用しながらセンターの管理運営を行うことをいう。

(業務分担)

第3条 さいたま市市民活動サポートセンター条例(平成19年さいたま市条例第20号。以下「条例」という)第18条第1項に規定する指定管理者にセンターの管理に関する業務を行わせる場合にあっては、指定管理者及び市は、別表1に掲げる業務分担に基づきセンターの管理運営に係る業務を実施するものとする